

# 細胞輸送契約書

## 第1条 (目的)

本契約は、患者様（以下「甲」）と当社（以下「乙」）の間で、細胞の輸送に関する権利義務を定め、安全かつ適切な取り扱いを確保することを目的とする。

## 第2条 (輸送対象物)

- 本契約において、甲より提供される細胞（以下「本件細胞」）を輸送対象とする。
- 本件細胞の品質維持および保管管理は甲の責任とし、乙は輸送時の適切な対応に努める。

## 第3条 (輸送方法)

- 乙は、本件細胞の輸送において、適切な梱包および輸送手段を講じる。
- 乙は、本件細胞の輸送中の温度管理や取り扱いに配慮するが、完全な品質保証を行うものではない。

## 第4条 (保険および免責事項)

- 本契約に基づく本件細胞の輸送は、乙の運送約款に従い、保険の適用外とする。
- 甲は、輸送中の損傷、変質、消失、遅延その他の事故について、乙が責任を負わないことに同意する。

## 第5条 (引き渡しおよび確認)

- 甲は、本件細胞の受領時に速やかに状態を確認し、異常がある場合は直ちに乙へ通知する。
- 乙は、通知を受けた場合、可能な範囲で対応を行うが、補償責任を負わないものとする。

## 第6条 (契約の解除)

- 甲または乙が本契約の義務を履行しない場合、相手方は書面通知の上、本契約を解除できる。
- 本契約の解除により発生する損害について、乙は一切の責任を負わないものとする。

## 第7条 (その他)

- 本契約の変更は、甲乙双方の書面による合意をもって行う。
- 本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、誠意をもって解決する。

日付：

甲（患者様）：

乙

住所：

住所：

氏名：

氏名：

署名：

署名：